

23. 防災集団移転促進事業 (完了)

津波被害を受けた居住者が、安全な地区に移転することを促進するための事業です。

事業概要

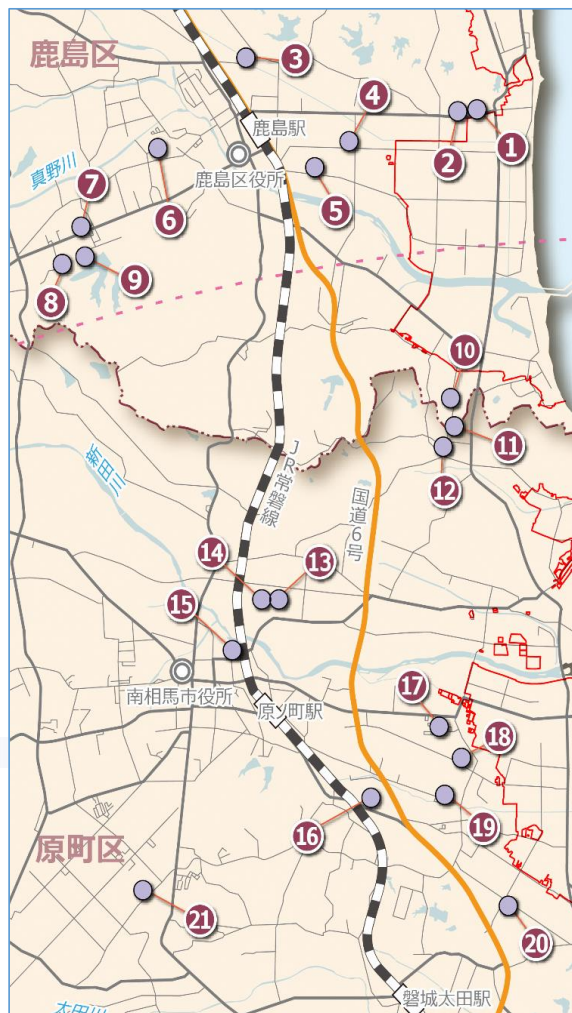
- 事業の対象者は、「移転促進区域」（津波の被害を受け、住民の居住に適さないと認められる区域）の内にいる住居の居住者です。

■移転先関連

- 移転方法は次の3種類です
 - ① 「住宅団地」への移転
 - ② 「災害公営住宅」への転居
 - ③ 被災者自身で移転先を確保する「個別移転」
- 上述の①「住宅団地」を本事業で整備し、移転を希望する事業の対象者に分譲します。

■移転元関連

- 「移転促進区域」内にある敷地内の宅地等を市が買い取ります。
- 「移転促進区域」は「災害危険区域」にも指定するので、住居として使用する建築物の建築が禁止または制限されます。
- 市が買い取った土地は、復興関連事業として活用します。



- 住宅団地の位置
- 災害危険区域の範囲
- 原発から20km圏外のスケジュール
- 原発から20km圏内のスケジュール

スケジュール

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
災害危険区域の指定	→				
住宅団地造成	住宅団地の位置・規模の決定	→			
	区画検討 測量設計	→			
	住宅団地造成工事	→			
個人の補助金申請					→
買取り元	買取意向確認	→			
	買取契約	→			

移転先住宅団地の地区名と規模

	No.	地区名	戸数	団地面積		No.	地区名	戸数	団地面積
	鹿島区	1	南海老	6		0.6ha	原町区	12	金沢2
2		北海老	13	1.5ha	13	上高平1		7	0.6ha
3		南屋形	8	0.6ha	14	上高平2		5	0.3ha
4		北右田	5	0.6ha	15	小川町		57	4.3ha
5		鹿島	8	0.7ha	16	北原		23	1.8ha
6		寺内	48	4.5ha	17	上洪佐		32	3.2ha
7		上寺内1	14	1.4ha	18	萱浜1		18	1.6ha
8		上寺内2	7	1.0ha	19	萱浜2		15	1.4ha
9		上寺内3	5	0.6ha	20	雫		7	0.6ha
10		大内	5	0.5ha	21	本陣前		11	0.8ha
11		金沢1	5	0.7ha					

移転先写真



上高平地区2



菅浜2地区



金沢1地区



北右田地区

- ・住宅団地は津波やがけ崩れなどの危険性のない場所に、計画しています。
- ・団地の造成に伴い、必要となる場合は周辺道路の拡張や排水路の整備も行います。
- ・団地の造成は本事業で行いますが、住宅の建築をするのはそれぞれの移転者の方々です。

事業費

総事業費	約173億円	復興交付金
------	--------	-------

担当部署

【防災集団移転促進事業に関すること】
 (住宅団地の造成・移転元地の買取り)
 ・南相馬市建設部 都市計画課都市計画係
 TEL 0244-24-5251

【災害危険区域の指定に関すること】
 ・南相馬市建設部 建築住宅課建築営繕係
 TEL 0244-24-5255